

学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 12 日 策定

平成 30 年 4 月 2 日 一部改訂

令和元年 7 月 10 日 一部改訂

令和 2 年 1 月 15 日 第 2 版策定

泉佐野市立日新小学校

目 次

第1章 いじめの防止等に関する本校の考え方	1
1 基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめ防止のための組織	
4 年間計画	
5 取組み状況の把握と検証	
第2章 いじめの防止	3
1 基本的な考え方	
2 いじめの防止のための措置	
第3章 いじめの早期発見	4
1 基本的な考え方	
2 いじめの早期発見のための措置	
第4章 いじめに対する考え方	5
1 基本的な考え方	
2 いじめ発見・通報を受けたときの対応	
3 いじめを受けた児童又はその保護者への支援	
4 いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言	
5 いじめが起きた集団への働きかけ	
6 ネット上のいじめへの対応	
第5章 いじめの「解消」	8
第6章 緊急・重篤な事案への対処	8
1 重大事態の意味	
2 重大事態の報告	
3 調査の主体と組織	
4 調査結果の報告及び提供	
5 重大事態が発生した場合の対処	
別添「レベルに応じた問題行動への対応チャート」(泉佐野市教育委員会)	10

第1章 いじめの防止等に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめは全ての子どもに起こりうる問題であり、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、学校教育目標を「一人ひとりを生かす教育を推進し、個性の伸張に努め、生きる力を育む」として教育活動を推進している。全教職員がいじめの問題に対する感性及び危機意識を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが考えられる。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、物を壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 学校いじめ防止委員会

(2) 構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当（代表）、人権教育担当（代表）、各学年代表、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、当該児童担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定・見直し
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの早期発見、いじめ事案への対処
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組みの有効性の検証
- ク 緊急会議の開催及び情報共有・事案対応の検討

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

泉佐野市立日新小学校 いじめ防止年間計画		
	各 学 年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知 個人調査票によって把握された児童状況の集約 保幼小引き継ぎ 遠足	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 入学式・始業式で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 教職員間による公開授業週間（わかる授業づくりの推進）
5月	家庭訪問（情報交換） 学級活動（ともだちについて）	あいさつ運動・たてわり活動（児童会）
6月	運動会	学校生活アンケートの集約
7月	学校生活アンケート実施・個人面談 保護者懇談会（家庭での様子の把握）	第2回委員会（進捗確認）
8月	反戦平和登校	第3回委員会（状況報告と取組みの検証）
9月	学級活動（ともだちについて） 保護者懇談日（家庭での様子の把握）	教職員間による公開授業週間（わかる授業づくりの推進） あいさつ運動・たてわり活動（児童会）
10月	日曜参観・人権講演会 遠足	
11月	宿泊学習(5年生)、修学旅行(6年生)	学校教育自己診断アンケート 学校生活アンケートの集約
12月	学校教育自己診断アンケート 学校生活アンケート実施・個人面談 保護者懇談会（家庭での様子の把握）	第4回委員会（進捗確認）
1月	学級活動（ともだちについて）	教職員間による公開授業週間（わかる授業づくりの推進） あいさつ運動・たてわり活動（児童会）
2月	校内人権教育実践交流会	第5回委員会（年間の取組みの検証）
3月		

5 取組み状況の把握と検証

学校いじめ防止委員会は、年5回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケース等の検証を行う。また、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検や、いじめ防止等の取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、見直しなどを行う。

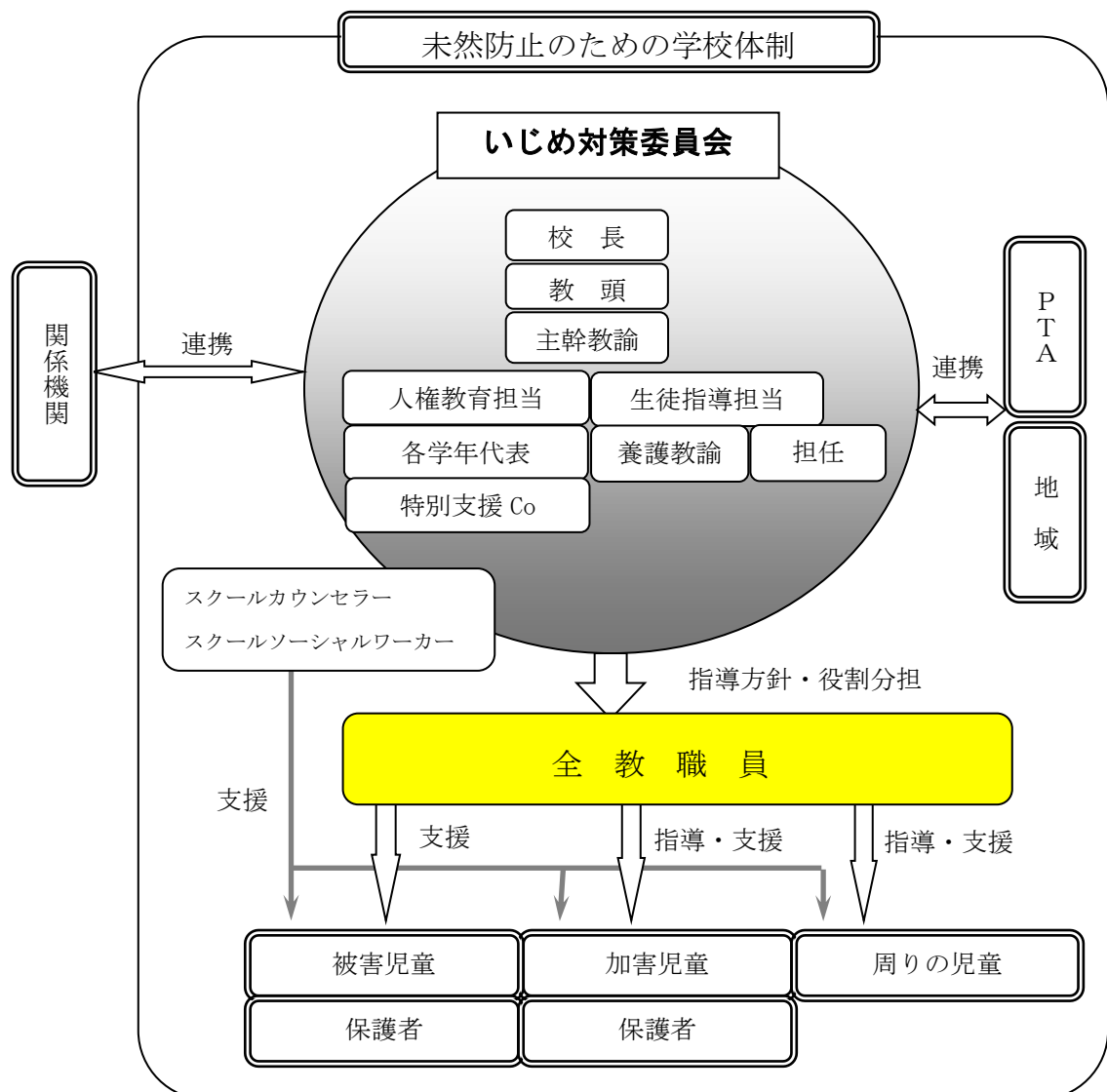
第2章 いじめの防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、教育活動全体を通じて、児童が、人と人との関わり合い通して、自らが人と関わる喜びや大切さに気づき、絆を深める中で、他人の役に立っている自己有用感や、自分には目標を成し遂げる力があるといった自己効力感を醸成していくことが重要である。

特に、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、いじめの防止に資する多様な取組みが体系的・計画的におこなわれるよう、具体的な指導内容のプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

また、未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。



2 いじめの防止のための措置

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

人権教育の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。また、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

(1) 人権が尊重された学校

いじめを未然に防止するためには、子どもたち自身がお互いを尊重し高め合い、いじめを許さない集団となる必要がある。そのために、日々の学校の教育活動全体において子どもの人権が尊重され、それぞれの子どもの自己実現につながる取組を行う。

(2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

①一人ひとりが活躍できる学習活動の実施

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動につなげる委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習の工夫

②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動の実施

ソーシャルスキルトレーニング等を行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、また、他から認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育む。

③人とつながる喜びを味わう体験活動の実施

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行いコミュニケーション能力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動を推進する。

第3章 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの定義に照らし合わせ、積極的に認知する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、小さな変化を見逃さない。
- (2) おかしいと感じた児童がいる場合には、学校いじめ防止委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- (3) 様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談活動等で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- (4) 「学校生活アンケート」を実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。
- (5) 児童・保護者がいじめに関して相談しやすい体制を作る。
- (6) 家庭・地域と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- (7) いじめや悩みを相談できる、相談窓口や電話相談窓口を児童や保護者に広く周知する。なお、教育相談で得た児童の個人情報については、適切に扱う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全確保が最優先である。そして、いじめを行ったとされる児童に対して事情を確認し、適切な指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。近年の事象を見ると、いじめを行った児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめを行った児童が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた児童は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（大阪府教育委員会）、＜別添＞「レベルに応じた問題行動への対応チャート」（泉佐野市教育委員会）を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員がいじめを発見、または、相談を受けた場合は一人で抱え込まず、学校いじ

め防止委員会に速やかに報告し、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が泉佐野市教育委員会に報告し、相談する。
- (4) いじめを受けた児童やいじめを行った児童の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、泉佐野警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに泉佐野警察に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめを受けた児童又はその保護者への支援

- (1) いじめを行った児童の別室指導や出席停止などにより、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するなどのことも視野に入れ、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、学校いじめ防止委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

4 いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめを行った児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめを行った児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携する。

運動会や日新文化祭、遠足等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題点を確認し、学校いじめ防止委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、各教科・領域において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 いじめの「解消」

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合も、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

第6章 緊急・重篤な事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合〔以下「重大事態」という〕は、以下の対処を行う。

また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と安易に判断せず、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

1 重大事態の意味

○生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

- （例）・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間、学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合の
相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、これにかかわらず、学校及び学校の設置者の判断で調査に着手する。

2 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに泉佐野市教育委員会に報告し、泉佐野市教育委員会は、市長に事態発生について報告を行う。

3 調査の主体と組織

泉佐野市教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

(1) 学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「学校いじめ防止委員会」が調査を行う。泉佐野市教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

(2) 泉佐野市教育委員会が主体となつて行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、泉佐野市教育委員会が調査を行う。

この場合には、「泉佐野市いじめ防止対策審議会」が調査にあたる。

4 調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告を行う。学校が主体となって調査を実施した場合は、泉佐野市教育委員会を通じて市長に報告する。また、泉佐野市教育委員会が主体となった場合も、泉佐野市教育委員会が市長に報告する。

学校又は泉佐野市教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

5 重大事態が発生した場合の対処

重大事態が発生した場合は、泉佐野市重大事態における対処指針に従い報告・調査を進める。

- ・『いじめ重大事態 対処指針』は、以下 URL をクリックし、『泉佐野市いじめ防止基本方針』を参照ください。

URL

<http://www.city.izumisano.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/61/ijimebousikihonnhousinn.pdf>

- ・『生徒指導報告書（いじめ用）【様式１】・【様式２】』

URL

<http://www.city.izumisano.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/61/seitosidouhoukokusyol.pdf>

<別添>

レベルに応じた問題行動への対応チャート

泉佐野市教育委員会

大阪府教育委員会資料に基づき作成

ね ら い

児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベル1～3の3段階に分けて例示しています。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点です。

- ①加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請します。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぎます。
- ③教職員が適切な指導が行えるようにします。
- ④問題行動の重篤度に応じた対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等に理解・協力を求めます。

- 警察と連携が必要な事案については、レベルに関わらず警察への相談や通報を行います。
- 被害者・保護者の意向をよく聞き、適切に対応します。
- 校内で問題行動のレベルを協議し、対応の検討と役割分担を行います。

レベル1

気づいた職員が学年に報告し、担任・学年が中心となり、注意や指導を行います。

- ◇からかい ◇無視 ◇悪口 ◇攻撃的な言動（荒っぽい言葉づかい、乱暴な振る舞い等）
- ◇無断欠席・遅刻 ◇服装・頭髪違反 ◇授業をさぼる ◇学校施設の無許可使用 など

※原則、同様の行為を繰り返す場合は、レベル2の対応を行うこととします。

レベル2

気づいた職員が学年に報告し、担任・学年・生徒指導担当が中心となり、学校全体で共通理解をはかり、指導・改善を行います。

- ◇悪口・陰口・軽度の暴言 ◇攻撃的な言動 ◇暴力（蹴る・叩く・足をかける等）
- ◇賭けごと ◇授業妨害 ◇器物損壊 など

※原則、同様の行為を繰り返す場合は、レベル3の対応を行うこととします。

レベル3

関係機関と連携して指導・改善を行います。

- ◇脅迫・強要行為 ◇暴言・誹謗中傷行為 ◇重い暴力 ◇対教師暴力 ◇喫煙 ◇窃盗行為
- ◇著しい授業妨害や器物損壊 ◇無免許運転 など

※原則、学校から教育委員会・警察・福祉機関等、外部機関に対応の主体を移して、家庭・校外で指導・改善を行います。